

会社の計算と外部的エンフォースメント(3)

——オーストラリア——

弥 永 真 生

1 オーストラリア証券・投資委員会 (ASIC)

1997 年に、いわゆるウォレス委員会最終報告書¹⁾は、金融システムの安定と消費者保護という2つの理念を掲げて、預金取扱機関、保険及び年金の監督を主たる任務とするオーストラリア健全性規制委員会 (Australian Prudential Regulation Commission) と会社の規制、証券市場の誠実性の確保及び金融の利用者保護を主たる目的とする会社・金融サービス委員会 (Corporations and Financial Services Commission) との創設を勧告し、会社・金融サービス委員会は、当時適用されていたさまざまな行為及び開示に関する法律をつかさどる権限を有するものとして制定法により創設されるべきであるとした。この勧告をうけて、1998年7月1日にオーストラリア証券・投資委員会 (Australian Securities and Investments Commission : ASIC) が創設された。

ASIC の権限とその所管は、Australian Securities and Investments Commission Act, 2001 (以下、2001年法) が規定しており、Corporations Act, 2001のほか (2001年法11条1項)、Insurance Contracts Act, 1984 及び National Consumer Credit Protection Act, 2009の一部の施行を任務としている。

2018-19年度では、市場チームのうち、財務報告及び監査を担当しているの

1) Wallis, S. (chairman), *Financial System Inquiry Final Report*, Australian Government Publishing Service, 1997.

は28人（常勤換算）、エンフォースメント局の市場エンフォースメント部門のうち会社及びコーポレート・ガバナンス部門を担当しているのが36人（常勤換算）となっている²⁾。

2 ASIC 創設前の財務報告監視

ニューサウスウェールズの会社問題委員会（Corporate Affairs Commission）が1976年に行った調査によると、30%の会社が会社法の1つまたはそれ以上の規定に違反しており、30%の会社がすべてのオーストラリア証券取引所の上場規則に従っておらず、80%の会社は会計基準に完全には従っていなかったと報告されている³⁾。また、1974年に、オーストラリア勅許会計士協会は公表された会社の77組の計算書類をレビューしたが⁴⁾、その結果はオーストラリア勅許会計士協会の1984年年次報告書⁵⁾で初めて明らかにされた⁶⁾。

また、1983年会社・証券法制（雑改正）法80条による改正後1981年会社法269条8A項は、取締役は、計算書類または連結計算書類を、適用されるべき承認された会計基準に従って作成しなければならないと定め、不遵守に対する制裁は会社・証券全国委員会（NCSC）が担うことが予定されていた⁷⁾。会社・

2) ASIC, *Annual Report* 2018-19, p.230.

3) Clarke *et al.* (2014) p.43.

4) Australian Accountancy Profession Joint Submission (1982). 20通の書簡が監査人である会員に送付され、うち11通は軽微な問題に関するものであったとされていた。なお、オーストラリア勅許会計士協会は、1984年にはレビューの範囲を信用組合及び住宅金融組合に拡張するとし、1985年には商業銀行及び相当額の大衆の資金が投資されるものに拡張するとした。オーストラリア勅許会計士協会の年次報告書によると、1985年には101組の財務諸表が対象となり、59通の書簡が監査人に送付され、そのうち32通は軽微な問題に関するものであった。1986年には164組の財務諸表が対象となり、83通の書簡が監査人に送付された。1987年には130組の財務諸表が対象となり、44通の書簡が監査人に送付され、そのうち24通は軽微な問題に関するものであった。1988年には145組の財務諸表が対象となり、64通の書簡が監査人に送付され、そのうち30通は軽微な問題に関するものであった。

5) Institute of Chartered Accountants in Australia (1984).

6) Kestel *et. al* (1996) p.294.

7) Parker *et al.* (1987) p. 243-244 ; Langfield-Smith (1990) p. 19-25.

証券全国委員会は、承認された会計基準の不遵守が会社法に違反する場合には、公訴を提起し、または1980年証券業法40条または1981年会社法574条に基づき差止めを請求できることとされていた。もっとも、会社・証券全国委員会は、まず、取締役に対して不遵守の事情についての説明を求め、その説明に満足しない場合であっても、会社の取締役が、これからは会社法の要求に従う旨を書面で約束し、会社法に従った計算書類を会社の株主に配布し、かつ、会社・証券全国委員会の受任者 (Delegate)⁸⁾にその計算書類を提出した場合には、刑事訴追を行わないという方針をとっていた⁹⁾。

しかも、会社・証券全国委員会には財務報告をレビューするために平均して2人のスタッフしかおらず¹⁰⁾、オーストラリアの規制当局は、1980年代には、会社法の規定や会計基準の不遵守にほとんど対応しようとせず、実務に対する実効的なモニタリングやサンクションの賦課には最低限の資源しか割こうとしなかったという評価もある¹¹⁾。

1991年から、オーストラリア証券委員会 (ASC) は、財務報告監視プログラム (financial reporting surveillance program) を開始した¹²⁾。このプログラムは、会社法附則5、適用されるべき会計基準及びオーストラリア証券取引所の上場規則の遵守を促進し、財務諸表が真実かつ公正な概観を提供することを目的としていた。レビューの対象となる財務報告は、告発、首尾一貫しない財務報告の実務、付託、除外事項付監査報告書、報道及びオーストラリア証券委

8) 各州の会社問題委員会が受任者とされていた。

9) See NCSC Media Release 66/87, Non-compliance with Approved Accounting Standards (7 December 1987), reproduced in : *Butterworths Company Law Bulletin*, No.1, 1988, p.4-5.

10) Kestel *et. al* (1996) p.294. また、Parker *et al.* (1987) p.243 も参照。

11) Walker (1994).

12) なお、オーストラリア勅許会計士協会もその会員が財務諸表の作成者 (つまり、勅許会計士が事業体の取締役である場合) または監査人として適切に業務を遂行することを促進するという観点から財務諸表をレビューするプログラムを実施していた (Kestel *et. al* (1996) p.299-302)。また、オーストラリア勅許会計士協会及びオーストラリア公認会計士協会の品質管理プログラムにおいても、財務諸表のレビューがその中核を成していた (Kestel *et. al* (1996) p.302-303)。

員会の他の情報収集活動の結果に基づいて選定されていた。まず、財務諸表が会社法附則5及び会計基準を遵守していることを確かめ、営業報告書が会社法の関連規定に従っているかどうかを机上レビューする。このプログラムでは財務報告書を主としてレビューするが、さらに情報が必要な場合には監査調書も対象とされた。そして、何らかの不整合が発見されたときには、会社の取締役に対して説明を求める書簡を送付し、その写しを監査人に送付した¹³⁾。このような場合、多くの会社は財務報告書を修正したが、情報が欠けている情報がより重要である場合には、オーストラリア証券委員会は、会社に対し、株主及び証券取引所に対して補足的情報を送付するように命じた。さらにより深刻な場合には、財務報告書の再発行が求められた。そして、オーストラリア証券委員会は、法に従った計算書類の作成を取締役に強制する裁判所の命令を得ることもできた。以上に加えて、真実かつ公正な概観の要求に違反した取締役を起訴し、取締役が刑事罰に課されることも想定されていた。

このように、最終的には、法的なエンフォースメント手段をとることになりうるが、その過程で、識別された重要な欠陥が人々の目に触れるようになることが抑止力となることをオーストラリア証券委員会は狙っていた¹⁴⁾。

	対象会社	是正措置要求
1991-92	478	196
1992-93	546	215
1993-94	463	186
1994-95	303	107
1995-96	143	情報なし

（各年度の *Annual Report* から抽出）

13) Grant (1994)

14) Kestel *et. al* (1996) p.296.

年次報告書における開示は、年度によって精粗にばらつきがあるが、最も詳細なデータを示した1993-1994年度版では以下のような細分化された情報が示されていた（公式な調査（investigation）手続きは0件であった）¹⁵⁾。

上場会社上位 150 社	重大な是正措置要求	7
	その他の是正措置要求	6
その他の上場会社	重大な是正措置要求	19
	その他の是正措置要求	87
非上場公開会社	重大な是正措置要求	12
	その他の是正措置要求	46
私会社	重大な是正措置要求	2
	その他の是正措置要求	7

なお、1996-97年度にはランダムチェックを止め、オーストラリア証券取引所（ASX）から回付された5件を検査しているとしていた¹⁶⁾

3 ASIC による財務報告監視プログラム

ASIC も、創設以来、財務報告監視プログラム（financial reporting surveillance program）を実施している¹⁷⁾。これは、ASIC は、会社法によってまたは会社法の下で与えられた任務と権限を有し（2001年法 11 条 1 項）、その任務の遂行に必要であり、関連し、または合理的に付随することを行う権限を有していること（2001年法 11 条 4 項）に基づくものである。

ASIC は、創設当初は、対象領域を絞ったレビューを行っており¹⁸⁾、ASIC の

15) ASC, *Annual Report 1993-94*, p.52. なお、1994-95年度では、重大な修正が求められた事業体が29（うち、上場会社が15、非上場会社が14）、その他の修正を求められた事業体が78であった（ASC, *Annual Report 1994-95*, p.18 及び ASC, Media Release, Financial Reporting Surveillance Programme（15 August 1995））。

16) ASC, *Annual Report 1996-97*, p.31.

17) Commonwealth of Australia（1999）p.29.

18) Commonwealth of Australia（1999）p.29. 1998年には180社を対象として行った。

議長の *David Knott* は、2002年7月12日に、ASIC は、2002年6月30日に終了した会計年度につき、選定された上場会社に適用するためのより厳格な監視手法を開発していると表明した¹⁹⁾。そのプロジェクトの主たる焦点は一連の特定の会計基準²⁰⁾への遵守をレビューすることにあつた。

ところが、この ASIC の動きを捉えて、議会の公共会計及び監査合同委員会の報告書（2002年9月18日に下院と上院とに提出）²¹⁾において、「当委員会は、適切なレベルのサンクションと罰を伴う、財務報告監視プログラムは、会計基準のエンフォースメントと2001年会社法の遵守において重要な意味を持つと考えており、ASIC が財務監視の領域における活動のレベルを高める意図を示したことを喜んでいる」とし（パラグラフ3.96）、「当委員会は、活動レベルのこの増加が1回きりの（unique）できごとではなく、毎年なされ、かつ、すべての上場会社がレビュー対象に選定される等しい可能性を有するような体系的なプロセスを ASIC が進展させるよう勧める。会計基準の遵守を確保すると同時に、ASIC が財務諸表に含まれる情報が真実かつ公正な概観を提供するのに十分であるかどうかにも評価することが考えられる。」と述べられた（パラグラフ3.97）。

そこで、ASIC は、2003年に新たな方針を採用することを公表した²²⁾。すなわち、特定の業種または会社に焦点をあてたリスク・ベースのレビューを行うことに加え、2004年までに、すべての上場会社の財務諸表全体が少なくとも4年に1回はレビューされるように、このプログラムを拡大するという方針をとるとされた²³⁾。ASIC は、レビューの対象となる会社をランダム・サンプ

19) ASIC, MR 02-249 ASIC's accounting surveillance <<https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2002-releases/02249-asic-s-accounting-surveillance/>>

20) AASB 1040 Statement of Financial Position, AASB 1018 Statement of Financial Performance, AASB 1004 Revenue 及び AASB 1024 Consolidated Accounts.

21) Parliament of Australia (2002).

22) ASIC, MR 03-242 440 listed entities to be reviewed by ASIC <<https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2003-releases/03-242-440-listed-entities-to-be-reviewed-by-asic/>>. See also Costa (2003).

リングとリスク・ベースに選定を組み合わせ、選定するとし、会計基準不遵守を理由として除外事項が付された監査報告書を受け取った会社を含めるとしていた。このレビューはすべての会計基準への準拠性を網羅するが、市場の状況と不適切な報告の趨勢の兆候に対応するため絶えずモニターされる²⁴⁾。そして、このような財務報告監視プログラムはプロアクティブな規制にとって不可欠の構成要素であり、質の良い財務報告は投資者保護にとっても金融市場に対する信認の促進にとっても決定的なものであると主任会計士の Pound は指摘していた。

現在は、財務報告監視プログラムは以下のように実施されている²⁵⁾。まず、市場における「ホット・トピック」ならびに現在の会計及び開示の重要な問題を反映したさまざまな規準に基づいて、レビューの対象となる計算書類は選定される。いくつかの会社は ASIC の他の活動の結果として、また、寄せられた告発に基づいて対象に含まれることがある。ASIC が会社に対して明確化

23) ASIC, MR 05-31 ASIC releases preliminary results of 2004-05 financial reporting surveillance project <<https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2005-releases/05-31-asic-releases-preliminary-results-of-2004-05-financial-reporting-surveillance-project/>>では、2003 年度（約 400 社）と 2004 年度（約 400 社）とで、上場会社の約半数について、会計基準の一般的な遵守性をレビューしたとされている。これは、2005 年度においても、同様であり、約 440 社の上場会社について会計基準の一般的な遵守性をレビューしたと報告されている（ASIC, MR 05-304 ASIC's 2005-06 financial reporting surveillance program focuses on international accounting standards <<https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2005-releases/05-304-asic-s-2005-06-financial-reporting-surveillance-program-focuses-on-international-accounting-standards/>>）。他方、IMF（2006）は、オーストラリア証券取引所は上場会社による定期的開示（年度報告書及び半期報告書）について、包括的なレビューを行っておらず、ローテーション及びリスク・ベースでのレビューを行っていないと指摘していた（p.24）。

24) Pound は、継続的なモニターによって、ASIC は潜在的な問題を先取りすることができる、たとえば、会社の利益に対する圧力が長期にわたる環境をふまえて、ASIC は収益認識及び繰り延べられた費用についての会計方針に焦点をあてることができると述べていた。

25) <https://asic.gov.au/regulatory-resources/financial-reporting-and-audit/directors-and-financial-reporting/asics-financial-reporting-surveillance-program/>

を求める必要があると考える争点がない限り会社は自らがレビューの対象とされていることは知らない。

そして、選定された計算書類は、ASIC の職員によって、会社法及び会計基準を遵守しているかを判断するためにレビューされる。ASIC は不遵守が生じる領域を検討し、その重要性を評価する。

ASIC が机上レビューの結果、懸念を抱いたときは、ASIC は会社に対してさらに情報を求めて連絡をすることがある。ASIC は会社にもその懸念を伝えて、適用した開示及び会計処理方法を明確化するために回答を求める。ASIC は、会社からの回答を検討し、さらに議論が必要かどうか、ASIC の懸念が払拭されたかどうかを判断する。懸念が払拭された場合には、さらなる措置はない。他方、ASIC が依然として懸念をいただいているときは、財務諸表の再発行が求められることもあるし、将来の財務諸表に修正を反映することのみが求められることもある。

Brown 及び *Tarca* の調査によると、1998年から2004年の間に、42の案件のうち、財務諸表の再発行が求められたのは5件、補足的書類または公表の実施が求められたのが7件、公表の実施 / 暫定的公表の修正及び将来の財務諸表に修正を反映することが求められたのが7件、将来の財務諸表に修正を反映することのみが求められたのが21件、裁判の結果、是正措置が要求されなかったのが2件となっていた。なお、42件のうち、裁判所の判断をASICが求めたのは6件であり（うち、4件でASICの主張が支持された）、ASICに対して会社が一定の対応を約束した（強制可能な約束 [enforceable undertaking]）事案が4件あった²⁶⁾。

なお、報告書提出時期の終わりに、ASICは監視プログラムでの検出事項を公表する。これによって、焦点を当てるべき現在のトピック、及び、財務報告の質の向上という目的をもってASICが認識した遵守のレベルを財務報告書の作成者が知ることができるようにすることが目指されている。

26) *Brown and Tarca* (2007) p.451, Table 5.

	レビュー対象会社数					サーベイランスの結果、重要な修正を行った発行体	
	合計	上場企業 上位 500 社 (平均頻度)	その他の 上場会社 (平均頻度)	非上場事業体 (平均頻度)	大規模私会社 (平均頻度)		
2018-19	294					3%	うち、8 の事業体で併せて、2 億 3250 万オーストラリアドルの純資産及び利益の修正
2017-18	320					4%	うち、14 の事業体で併せて、16 億オーストラリアドルの純資産及び利益の修正
2016-17	320	205	80	35		4%	うち、11 の事業体で併せて、9 億 3700 万オーストラリアドルの減損その他の評価損の認識
2015-16	350 以上	(2.4 年)	167	35		4%	うち、14 の事業体で併せて、17 億オーストラリアドルの資産の減損を認識。
2014-15	400 以上	(2.9 年)	(9 年)	(25 年)			うち、10 のオーストラリア証券取引所上場会社で併せて、6 億 3000 万オーストラリアドル以上の利益の修正
2013-14	525	(3 年)	(9 年)	(25 年)	100 (54 年)	4%	
2012-13	750	(3 年)	(12 年)		300 (90 年)		
2011-12	450	(3 年)	(12 年)	(多くの利用者がいる 100 社については毎年)			

(ASIC の各年度の *Annual Report* より抽出)

4 財務報告パネル

財務報告パネルは、2004 年会社法及び経済改革プログラム（監査改革及び会社開示）法（Corporate Law and Economic Reform Program（Audit Reform and Corporate Disclosure）Act, 2004）に基づいて²⁷⁾創設され、財務報告に関する

る事柄に関する紛争を裁判所における法的手続きを開始することなく、解決することを目的としていた。財務報告パネルは効率的で費用と効果とが見合ったように紛争を処理する方法、必要な専門性を有する者に審理してもらう機会を与え、裁判所が会計基準を十分に理解していないのではないかという懸念を払拭するように設計された。

ASIC と会社との間の紛争に決着をつけるためにパネルを導入するという構想は、ASIC v. MYOB 事件²⁸⁾で、2002年にASICが敗訴した後に現れた。この事件では、議会による会計基準の不許容²⁹⁾がなされた場合に、会社がその会計基準を用いることができるかどうか争われたものである。MYOBは、AASB 1015に基づいた会計処理を行ったが、ASICはそれは不適切であるとして、裁判所の判断を求めた³⁰⁾。議会は会計基準の本体から当該条項を削除したものの、会計基準の内容を参照する経過規定を削除しなかったことに着目して、裁判所はASICの主張を退けた。

たしかに会計基準は法であるが、他の法律と異なった方法で書かれていることから、この裁判において、会計の専門家たちは、法的議論の論調に対して懸念を示し、論争の双方当事人の中には裁判所の判断によらない他の紛争解決方法を選好するものもあった。また会計基準の解釈が争われる典型的な事例ではなかったものの、ASICとしてはこのようなことが再び起きないことを望んだ³¹⁾。ASICは、HIH事件に関する王立委員会に対して提出した文書³²⁾の中で、会計基準の適用が困難さを生じさせている場合に、低コストで、迅速で、かつ、

27) 2001年会社法のPart 2M.3及び2001年オーストラリア証券・投資委員会法のPart13。

28) *ASIC v. MYOB Ltd*, [2002] 21 VSC 34.

29) 弥永（2008）23-24頁

30) 詳細については、たとえば、Groen and Lanis（2004）：ASIC, MR 02/95 Decision on MYOB accounting treatment <<https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2002-releases/0295-decision-on-myob-accounting-treatment/>>

31) Ravlic（2012）

32) ASIC（2002）. ASICは財務報告パネルの導入を支持していたと指摘されている（Brown and Tarca（2005）p.74）

決着をつける (decisive) 紛争解決メカニズムが必要であるとし、会社による会計基準の不遵守に関する紛争をすばやく解決する権限が ASIC に与えられるべきであると主張した³³⁾。

財務報告パネルへの付託は、ASIC (会社法 323EC 条) も (ASIC の同意を条件として) 会社 (会社法 323EG 条) もすることができ、申立てをうけて、財務報告パネルはその申立てが管轄の範囲内かどうか、及び、手続きを開始するかどうかを検討する。手続きを開始する場合には、議長は、重要な利益相反がない、3 人のメンバーを担当パネルとして任命する。付託した企業の要請がなければ、手続きは非公開で行われる。付託の日から 60 日以内に³⁴⁾、財務報告パネルは財務諸表をレビューし、両当事者 (及び、企業が上場会社または上場登録スキームである場合には、市場開設者) にその結論の写しを交付する。財務報告パネルの判断は ASIC も会社も拘束せず、当該紛争は裁判所で争うことができるが、会社が適用される会計基準に従ったかどうかを判断するにあたって、裁判所は、財務報告パネルの結論を考慮に入れることができるものとされていた (会社法 323EM 条)³⁵⁾。

しかし、2010 年 7 月までの間、財務報告パネルに付託された事件は 1 件にとどまり³⁶⁾、連邦政府は、予想したよりも付託が少なかったとして、財務報告パネルを廃止する旨の公表した。しかし、2010 年 8 月に ASIC が 4 件、財務報告

33) また、適格性を有する監査人の報告や通報なしには不遵守を発見することは難しいから、法令違反を報告する監査人の義務を強化すべきである、監査基準にも会計基準と同様の法的拘束力 (force of law) が与えられるべきであるなどとも主張した。

34) 4 件の事件については、2 カ月をわずかに超えた期間で、企業にとっても ASIC にとってもわずかな費用で、判断を下したとされている。Financial Reporting Panel, *Annual Report 2010-2011*, p.1

35) 財務報告パネルは会計、監査、ビジネス、会社経営または法律についての学識経験を有する非常勤のメンバーから構成されていた。2011 年時点では、Ken McKenzie (Chairman, New South Wales), David Boymal (Victoria), Michael Burgess (South Australia), Roger Cotton (Victoria), Allen Craswell (Queensland), Brigid Curran (Queensland), Martin Fensome (Victoria), Bill Palmer (South Australia) 及び Ted Rofe (New South Wales) という 9 人から構成されていた。

パネルに付託したため、政府は財務報告パネルを廃止するかどうかの判断を延期した。2011年11月に、連邦政府は、意見を求めて、ディスカッション・ペーパー³⁷⁾を公表した。そこでは、①財務報告パネルの現在のプロセスと権限を維持する、②ASICの同意なく企業が財務報告パネルに付託できるようにすることを含め、付託プロセスを手直しする、③財務報告パネルの任務を撤回し、財務報告パネルを廃止するという3つの選択肢が示されていた。

これに対して、寄せられた意見は、財務報告パネルは報告事業体はその報告上の要求事項をみたとす、または紛争があったときに、ASICと合意に達するインセンティブを与えるとして、財務報告パネルを維持することを支持し、かつ、その多くは付託プロセスの手直しも支持した³⁸⁾。とりわけ、会計士団体は、2011年に財務報告パネルを存続させることが適切であるという回答を提出した。そこでは、財務報告パネルがあることによって、ASICと会社とが争点を解決することができる場が提供されることが理由とされていた。また、財務報告パネルに監査人とASICとの間の意見が対立している事項についても付託してはどうかという提案もなされた³⁹⁾。しかし、2012年2月7日に、財務大臣政務官である *David Bradbury* が、政府は、財務報告パネルを廃止するという当初の決定を実施すると公表した。これは、財務報告パネルを維持し、それについて報告するコストは、付託がない以上正当化できないというものであった。2010年8月の後は1件も付託されておらず、付託プロセスを修正しても、付託件数が必ずしも増加するわけではないというコメントがディスカッション・ペーパーに寄せられたとも指摘されていた⁴⁰⁾。そして、Corporations Legislation

36) 2007年7月に、ASICが財務報告パネルに付託した事件が1つあったが、企業はASICが適切であるという会計処理方法に変更したため、パネルの結論は示されなかった (Corporations Legislation Amendment (Financial Reporting Panel) Bill 2012, Explanatory memorandum, para.1.7)。

37) *Future of the Financial Reporting Panel*

38) Corporations Legislation Amendment (Financial Reporting Panel) Bill 2012, Explanatory memorandum, para.1.10.

39) Ravlic (2012)

Amendment (Financial Reporting Panel) Bill 2012の理由書では、財務報告パネルへの付託の数が少なかったことが廃止の理由とされ、Corporations Legislation Amendment (Financial Reporting Panel) Act 2012 (No.118, 2012)により、2001年会社法及び2001年オーストラリア証券・投資委員会法中の財務報告パネルに言及している規定が削除され、財務報告パネルは2012年10月1日に廃止された。

結局、財務報告パネルは6年間で4つの事件（ASICに有利な判断を示したものが2件⁴¹⁾、企業に有利な判断を示したものが2件⁴²⁾）についてしか判断を示すことができなかった。

5 ASICによる財務報告エンフォースメント

(1) 不適切な財務報告に対応するエンフォースメント

ASICは、刑事訴追を行い、また、差止請求、民事制裁金の賦課その他の民事上の命令を発することを裁判所に求めることができる⁴³⁾。また、行政上の措置を講ずることもできる。さらに、オーストラリアに特有なスキームとして強制可能な約束があり⁴⁴⁾、裁判所に対する強制可能な約束のほか、ASICに対する強制可能な約束というスキームが存在する。

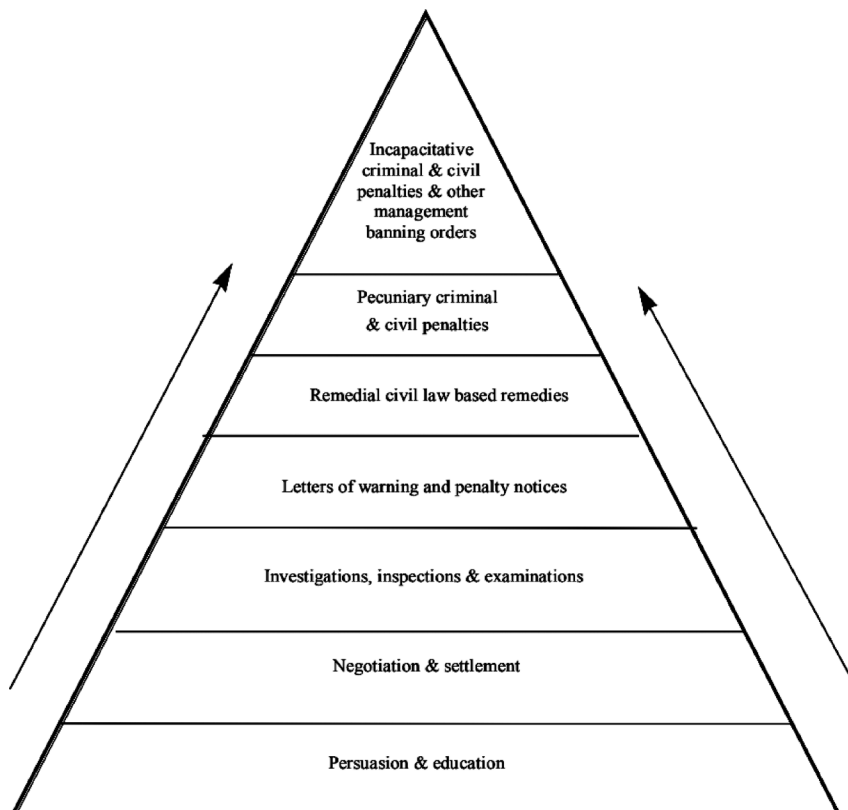
40) Corporations Legislation Amendment (Financial Reporting Panel) Bill 2012, Explanatory memorandum, para.1.11.

41) Sino Strategic International Limited ; BBX Property Investment Fund Limited.

42) ING Real Estate Entertainment Fund ; Oaks Hotels & Resorts Limited.

43) Australian Government (2017) 参照。

44) さらに、適時開示義務 (continuous disclosure) 違反については、反則通知 (infringement notice) という行政罰を課す制度があり、これに応じて支払うと、民事制裁金の対象とはならない (日本における交通法規違反の反則金と罰金との関係と平行)。これについては、たとえば、Desai and Ramsay (2011) 及び Ramsay and Webster (2017) 参照。



(Gilligan *et al.* (1999) p.428)

(2) 強制可能な約束

強制可能な約束（enforceable undertaking）とは、事業体がASIC に対してする約束であり、ASIC が受け入れたものであるが、裁判所によって強制的に実現されうるものである。強制可能な約束は、通常、ASIC が所管している法令に対する違反があった場合になされる民事上または行政上の措置に代わるものと位置づけられている⁴⁵⁾。たとえば、ASIC は、2001 年法の下で ASIC が有

45) 2008 年までの状況については、Taing (2009) 参照。

している任務または権限に関係する事項に関して強制可能な約束を受け入れることができるが(2001年法93AA条)、財務報告は2001年法の下でASICが有している任務または権限に関係する事項の1つである。

ASICは、Regulatory Guide 100 Enforceable undertakings (RG 100)(2015年2月)を公表している。そこでは、ASICは、些細なことについて強制可能な約束を受け入れることはしないとし、この救済策が民事上または他の行政上の措置よりもより実効的に規制目的を達成できる、より深刻な事案において受け入れるかどうかを検討するとしている(RG 100.3)。強制可能な約束は会社、個人または責任を負っている事業体の側から提案することができ、または、その当事者とASICとの話し合いの結果として提案されることができる。ASICは、2001年法93AA条の下ではある者に対して強制可能な約束をするように求める権限を有しないし、また、強制可能な約束を受け入れるように強制されることもない(RG 100.8)。

ASICに対して強制可能な約束をしようとする者は、まず、当該調査を担当するASICの担当官と話し合いをしなければならず(RG 100.10)、提案がなされ、強制可能な約束の内容が話し合われた後、その提案を受け入れるか拒絶するかはASICの上級管理者が決定する(RG 100.11)。

強制可能な約束の内容の決定の過程において、ASICは、適切な規制上の成果を得られるように、約束者と約束の内容を交渉する(RG 100.12)。なお、ASICがある特定の状況の下である強制可能な約束を受け入れたことは将来の行動にとっての拘束力を有する先例であるとみなされるべきではない。ASICがある約束を受け入れるかどうかは、問題とされている行為によってその利益が害されまたは害される可能性のある消費者及び投資者の立場、当該規制対象者の将来の行為に与える影響、規制対象となっている者全体に対する影響及び規制上の成果が可能限り迅速かつ費用対効果よく実現されることによる社会の便益、ならびに、強制可能な約束がオーストラリアの金融市場及びコーポレートガバナンスの完全性及びそれに対する公衆の信頼を促進するかどうか、特に、その者が当該約束につながった行為を行うことを将来抑止するかどうか、当該

行為及び当該行為を行うことから生ずる帰結をビジネス社会が気づくことを一般的に抑止することを促進するかどうか、改善されたコンプライアンスプログラムによって継続中の便益をもたらすかどうかという要素（RG 100.24-RG 100.25）に依存する（RG 100.13）。

ASIC は、(a)ある者に対する刑事手続の開始に代えて、(b)民事罰（pecuniary civil penalty）の支払いを担保するために、(c)当該事件が専門家団体への回付後、(d)故意になされた非行、不正（fraud）もしくは高度の無謀さが認められる事案（強制可能な約束の受け入れが緊急の保護的目的を達成するために最善であるときであって、将来の裁判を妨げない場合を除く）について、(e)些細なことまたは(f)条件付救済命令が遵守されない場合の代替的な救済命令としては強制可能な約束を受け入れることはしない（RG 100.21）。

強制可能な約束は強制可能な約束を受け入れる権限を有する ASIC の上級管理者が正式に受け入れるまでは効力を有さず、ASIC と約束者が強制可能な約束の署名済原本を保管する（RG 100.14）。その後、ASIC は強制可能な約束登録簿において、強制可能な約束を閲覧に供し、強制可能な約束の内容が遵守されているかどうかについて、その強制可能な約束によって要求されている専門家の報告書があれば、その内容も含めて、公に報告する（RG 100.15）⁴⁶⁾。

Table 3では、開示との関係では、ASIC が受け入れる可能性がある（RG 100.32）強制可能な約束の例として、過去の誤ったもしくは誤導的な開示または約束者に責任がある継続的な誤解を正するために市場に知らせることや内部的なコンプライアンス計画を立て、実施し、市場に対して定期的に報告することが挙げられている。

(3) 近年の状況

2011年7月から2019年6月までの状況については、ASIC enforcement outcomes（2011年7月～2018年6月）及びASIC enforcement update（2018年

46) RG 100.78-RG 100.93も参照。

7月～12月及び2019年1月～6月)に基づくと、財務報告に関するエンフォースメントは独立項目としてはデータが示されていない。したがって、すでにみたように、ASICとの討議に基づいて、ほとんどの場合、会社は、財務諸表の修正を行っているとは推測される。

そして、事後的なエンフォースメントは主として監査人に対するものとして行われているようであるが、監査人に対するエンフォースメントの状況は以下のようにになっている(内容は、業務停止または監査人として業務を行わないことの約束などである)。

	刑事罰	民事制裁金	行政処分	強制可能な約束	合意
2011/7-2011/7				2	
2012/1-2012/6				2	
2012/7-2012/12				2	
2013/1-2013/6				1	
2013/7-2013/12				1	
2014/1-2014/6			1	3	
2014/7-2014/12			1	1	
2015/1-2015/6				1	
2015/7-2015/12			5		
2016/1-2016/6					1
2016/7-2016/12			2		
2017/1-2017/6			1		
2017/7-2017/12			4		1
2018/1-2018/6			7		1
2018/7-2018/12			6		
2019/1-2019/6			8		

参考文献

ASIC (2002) *Future policy directions, submission to the HIH Royal Commission*

Australian Accountancy Profession Joint Submission (1982) Submission to National Companies and Securities Commission regarding the establishment of an Australian Accounting

- Standards Review Board, reproduced in : *The Australian Accountant*, vol.52, no.5 : 108-110 and *The Chartered Accountant in Australia*, June 1982 : 11.
- Australian Government (2017) *ASIC Enforcement Review*
- Brown, Ph. and A. Tarca (2005) 2005 — It's Here, Ready or Not : A review of the Australian financial reporting framework, *Australian Accounting Review*, vol. 15, no. 2 : 68-78
- Brown, Ph. and A. Tarca (2007) Achieving High Quality, Comparable Financial Reporting : A review of independent enforcement bodies in Australia and the United Kingdom, *Abacus*, vol. 43, no. 4 : 438-473
- Clarke, F., G. Dean and M. Egan (2014) *The Unaccountable & Ungovernable Corporation : Companies' use-by-dates close in*, Routledge
- Commonwealth of Australia (1999) *Making Transparency Transparent : An Australian Assessment* <<https://treasury.gov.au/publication/making-transparency-transparent-an-australian-assessment>>
- Costa, G. (2003) Accuracy a Qualified Success, *The Age*, 18 December 2003 < <https://www.theage.com.au/national/accuracy-a-qualified-success-20031218-gdwykw.html>>
- Desai, A. and I. Ramsay (2011) The Use of Infringement Notices by ASIC for Alleged Continuous Disclosure Contraventions : Trends and Analysis, *Australian Business Law Review*, vol.39, no.4 : 260-281
- Financial Reporting Panel (2011) *Annual Report 2010-2011*
- Gilligan, G., H. Bird and I. Ramsay (1999) Civil Penalties and the Enforcement of Directors' Duties, *University of New South Wales Law Journal*, vol.22, no.2 : 417-461
- Grant, S. (1993) Address to Chartered Accountants Symposium, Sheraton Towers Southgate, April 1-2, In Keynote Session 2 'The Profession and the Regulators', The Institute of Chartered Accountants in Australia (Victoria Branch) : 21-27.
- Groen, B. and R. Lanis (2004) The Saga of a Disallowed Accounting Standard, *Australian Accounting Review*, vol. 14, no. 3 : 56-63
- Parliament of Australia, House of Representatives, Joint Committee of Public Accounts and Audit (2002) Report 391 : *Review of Independent Auditing by Registered Company Auditors*
- IMF (2006) *Australia : Financial Sector Assessment Program—Technical Note—Investor Protection, Disclosure, and Financial Literacy*, IMF Country Report No. 06/437 (December 2006)
- Institute of Chartered Accountants in Australia (1984), *Annual Report 1984*.
- Langfield-Smith, I. (1990) Enforcing Accounting Standards in Australia, *Company and Securities Law Journal*, vol.8 : 5-25
- Kestel, J., P. Hancock and P. Robinson (1996) An Examination of the Financial Reporting Surveillance Arrangements in Australia, the United States and the United Kingdom, *Accounting Forum*, vol. 19, no. 4 : 291-315

- Parker, R.H., C.G. Pierson and A.L. Ramsey (1987) Australian Accounting Standards and the Law, *Company and Securities Law Journal*, vol.5 : 231-246
- Ravlic, T. (2012) Financial Reporting Panel finishes (June 2) <<https://www.publicaccountant.com.au/features/financial-reporting-panel-finishes>>
- Ramsay, I. (2015) Enforcement of Continuous Disclosure Laws by the Australian Securities and Investments Commission, *Company and Securities Law Journal*, vol. 33, no. 3 : 196-204
- Ramsay, I. and M. Webster (2017) ASIC Enforcement Outcomes : Trends and Analysis, *Company and Securities Law Journal*, vol. 35, no. 5 : 289-321
- Taing, C. (2009) *A Report on Enforceable Undertakings Accepted by ASIC from 1998 to 2008* <https://law.unimelb.edu.au/__data/assets/pdf_file/0010/1709776/59-A_report_on_enforceable_undertakings_accepted_by_ASIC__17_April_2009_1.pdf>
- Walker, R.G. (1992) Interaction between government and the profession in the regulation of financial reporting : the Australian experience, in : Bromwich, M. and A.G. Hopwood (eds.), *Accounting and the Law*, Prentice Hall : 112-129
- 弥永真生 (2008)「商事法における会計基準の受容(1)オーストラリア」筑波ロー・ジャーナル 4号 : 1-33

本稿は、科学研究費補助金 基盤 B (19H01427) の助成を受けて行っている研究の成果の一部である。

(やなが・まさお 筑波大学ビジネスサイエンス系教授)